

【令和7年度当初における居住支援特別手当の職員への支給について】

令和6年度から継続して申請されるご法人様へご案内します。

【従業員への支払方法について】

- 本手当は月例払いをしていただく必要があります。（交付要綱第7条2項）
就業規則（もしくは給与規程等）に居住支援特別手当の支給について記載していることから、労働基準法上、対象者へは継続して本手当を支払う必要があります。
- 都からの交付があるまでの間も、原則、申請法人において、対象者への本手当の月例払いを継続してお支払いいただくようお願いします。
- 月例払いの継続が困難な場合、対象職員への本手当の支給について遡及での支払いを認めます。
 - ・交付申請は4月末までに速やかに行い、遡及での支払いは必ず8月末までに完了させてください。
 - ・例年7月にある社会保険料の算定基礎届には、4・5・6月分の本手当の支給額も含めて、ご提出ください。
 - ・本取扱では、一時金や賞与に含めての支払いは認められません。
 - ・遡及での支払いを行う際は、事前に従業員への説明を行ってください。

【交付申請と入金 の 時期について】

- 令和7年度補助金については、4月に受付を開始し、**最短で交付が6月頃（先行受付※の場合4月下旬～5月頃）**の入金となります。

※3月3日（月曜日）から3月14日（金曜日）17：30までの先行受付期間では、マイページから令和7年度補助金の事前申請が可能です。詳しくは、ポータルサイトをご覧ください。